

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
1	R5.12.18	市政懇談会	太田	農林部	農村林務課	鳥獣被害の現状と今後の対応について	<p>生活圏に出没している熊は、再出沒を防ぐため駆除の頭数を増やす必要があると考えられているが、熊の捕獲制限の管理は国、県、市のどこがしているのか。また狩猟解禁以降の制限はないのか。</p> <p>市街地や住宅地で熊の目撃情報は、市のホームページで地図も含めて公表されており、市民への注意喚起として有効な手段だと思う。一方、熊がいるのが当たり前となった地区ではその都度の報告が面倒ということもあり、情報提供されないケースも多いと思う。目撃情報について、市へ提供した方が良いのか市の考え方を伺いたい。</p>	<p>ツキノワグマの捕獲数の管理は岩手県が行っている。</p> <p>岩手県では、県内に生息するツキノワグマの個体数の増加を抑え、科学的かつ計画的な管理を実施することにより、人的被害及び農林業被害の軽減を図るため「岩手県ツキノワグマ管理計画」を策定している。令和4年4月1日から令和9年3月31日を計画期間とする「岩手県第5次ツキノワグマ管理計画」によると、県内のツキノワグマの推定個体数は3,700頭で、令和9年度末までに3,400頭に減らすこと目標としている。また、「岩手県第5次ツキノワグマ管理計画」では、年度ごとにツキノワグマの捕獲頭数の上限を設定しており、県は近年の捕獲実績を踏まえ令和5年度の捕獲上限頭数を県全体で686頭に設定し、これは令和4年度の捕獲上限頭数の626頭より60頭多く、過去最大の捕獲上限頭数となっているが、今年度は11月20日時点で捕獲上限を超えて820頭が捕獲されている。</p> <p>ツキノワグマが出没した際の対応は、岩手県が定める「岩手県第5次ツキノワグマ管理計画」において、「追払い」が原則とされているが、人身、農林業被害の防止を目的とする場合には「捕獲」が認められている。ツキノワグマの捕獲の際には岩手県の許可が必要だが、岩手県が定める特例許可として緊急時には岩手県が指定した期間内に限り、県から花巻市に配分された頭数の範囲内で市の判断により捕獲することが認められている。岩手県が指定した捕獲期間は令和5年4月29日から令和5年10月25日の180日間で、花巻市の判断で捕獲できる頭数は令和4年度、令和5年度とも28頭であったが、県は県内のツキノワグマによる人身被害が過去最多を更新していることから、花巻市の判断で捕獲できる期間を11月30日まで延長するとともに、花巻市の判断で捕獲できる頭数を9頭増やし37頭としたところであり、今年度の市の令和5年11月末現在のツキノワグマの特例許可による捕獲数は令和4年度の16頭を9頭上回る25頭となっている。</p> <p>このように、「有害鳥獣」として花巻市の判断でツキノワグマを捕獲する場合は期間と頭数に制限がある。</p> <p>さらに、11月1日から2月末日までの狩猟期間に捕獲できる頭数は、「有害鳥獣」として捕獲する頭数と合わせ、岩手県が定める686頭が上限となっているが、今年度のように人身、農林業被害の防止を目的に県が捕獲の必要性を十分に検討した上で捕獲を許可する有害鳥獣としての捕獲頭数が増えたと、県が定める捕獲上限頭数を超えて捕獲される場合がある。</p> <p>なお、本年のツキノワグマの出没件数の増加や人身被害の増加に対する現在の国や岩手県の動向として、環境省は都道府県や市町村の要請に応じて、ツキノワグマ対策の指導や助言をする専門家をツキノワグマの出没地域に派遣する「クマ対策専門家緊急派遣事業」を令和5年11月1日に開始した。</p> <p>また、岩手県知事は令和5年11月13日に北海道知事とともに環境大臣を訪ね、北海道東北地方知事会を構成する北海道と東北、新潟県の8道県知事の連名でツキノワグマを「指定管理鳥獣」に加え、捕獲費用を国の財政支援の対象とする内容の要望書を提出したところ、環境大臣は「ツキノワグマの冬眠が明け、活動を開始する新年度が始まるまでにツキノワグマを指定管理鳥獣」に追加することの可否の結論を出す」と表明し、今年度内に判断する考えを示したところである。</p> <p>その他、岩手県は令和5年12月補正予算にツキノワグマ被害防止対策として、猟友会に対し、ツキノワグマの捕獲について1頭当たり8,000円の報奨金を支給するとともに、電気柵や通信機能付きセンサーカメラを市町村に貸与する事業の予算を計上すると伺っている。</p> <p>市では、必要な時に必要な個所に速やかにツキノワグマの捕獲用わなを設置できるように今年度捕獲用わなの保有台数を7台増やし捕獲体制を強化することで、人身、農林業被害の防止に努めている。併せて、ツキノワグマが出没しづらい環境づくりとして、市ではツキノワグマの生態に詳しい岩手大学農学部森林科学科山内准教授に依頼し、県南広域振興局花巻土木センター治水環境課と市農村林務課職員が立会い、11月6日に市街地に出没するツキノワグマの通り道となりうる豊沢川河川敷の現地調査を実施し、花巻土木センターでは山内准教授の意見に基づき、JR枕崎付近と不動橋付近の敷の草刈りを実施することとし、11月13日から15日にかけて草刈りを実施していただいた。</p> <p>また、来年度に向け、山内准教授に北上川や市内の河川敷についても、現地調査の実施とクマの通り道となる敷等の草刈りのポイントについての助言を依頼しているところであり、山内准教授からの助言に基づき、来年度のクマ対策のため、岩手県や国に河川の草刈り等について協力をお願いしていく。</p> <p>さらに、来年度において、ツキノワグマ出沒に対する体制強化として現在1名任用している有害鳥獣対策アドバイザーの増員、現在定員を140名としている花巻市鳥獣被害対策実施隊の定員の増員に加え、岩手大学のツキノワグマの生態に詳しい専門家を野生鳥獣被害対策のための助言者としてお願いすること、ツキノワグマの誘因物となりうる不要な柿や栗を除去するため、柿の木や栗の木の伐採に対する補助金の創設についても検討しているところである。</p> <p>なお、今年度のツキノワグマによる花巻市内での人身被害の発生状況は、11月末現在で3件となっている。1件目は10月1日、大迫町外川目地内で男性1名、2件目は10月15日、同じく大迫町外川目地内で男性2名、3件目は10月22日、石鳥谷町大瀬川地内で男性1名がツキノワグマに襲われ、頭や顔、足、腕などに傷を負った。</p> <p>ツキノワグマの出没時の市の対応について、市街地等で目撃情報が市に寄せられた際には、市ホームページで目撃場所を公開するとともに、市公式SNS(フェイスブック、エックス)、コミュニティFM、東和有線放送でも目撃情報を発信し、注意喚起を図っている。併せて、関係機関と連携し、目撃場所付近の保育施設、学童クラブ、学校への情報提供や、日中の警戒パトロール、広報車による広報活動、行政区長への情報提供等を行い、人的な被害の防止に努めている。</p> <p>ツキノワグマが出没した際は、市農村林務課あるいは各総合支所地域振興課が警察、花巻市鳥獣被害対策実施隊、そして自治体専用ビジネスチャットツール(ロゴチャット)の一斉送信などを使い、教育委員会を含む市の関係部署関係者と瞬時に情報共有を図る体制を整備し、初動対応を強化している。また、市では、ツキノワグマの追い払いや捕獲活動を行うとともに、有害鳥獣対策支援員を任用して、6月から11月の間、2人体制で週3日、目撃情報があった地域を重点的にパトロールしたが、ツキノワグマがいるのが当たり前となった地区でも、人身被害の防止のため目撃情報を市に提供していただくようお願いしたい。</p> <p>その他、市ではツキノワグマをはじめとする鳥獣被害の防止に効果が認められるものとして、全国各地で取り組まれている電気柵の設置を支援するため、市では電気柵設置者に対し、個人の場合、補助率3分の2、農業者1名以上を含む3戸以上の団体の場合、補助率4分の3、いずれも上限なしとして補助金を交付しているほか、有害鳥獣対策アドバイザーが希望する集落に向いて研修会もしているのご相談いただくようお願いする。</p>

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
2	R5.12.18	市政懇談会	太田	農林部	農村林務課	有害鳥獣の捕獲頭数、駆除頭数について	捕獲頭数の話があったが、捕獲頭数と駆除頭数は同じになるのか。	基本的には罠で捕獲しており、岩手県からは原則として放獣するよう言われている。 今年度、材木町に出没した熊については、盛岡の麻酔を打てる獣医に麻酔を打っていただき、豊沢ダムの奥で放したが、基本的には罠から出す時が危険であり、実質放獣することはできないので、多くの場合は猟友会に依頼して殺処分としている。
3	R5.12.18	市政懇談会	太田	農林部	農村林務課	熊対策に係る支援について	自分の部落では11月に毎朝6時頃ロケット花火を上げており、熊の出没を防ぐのに効果があると思う。市として、そういった対応に対する支援もしていただけると助かる。	有害鳥獣対策アドバイザーには、捕獲した現場を中心に現地確認をしていただいている。 熊の出没が続いている地域については、爆竹などをお渡ししているケースもあるので、ご相談いただきたい。
4	R5.12.18	市政懇談会	太田	農林部	農村林務課	熊による被害について	今年はリンゴ園で凍霜害や雹害などがあつた上に熊による被害もあつた。熊の対策として鈴を鳴らしたりラジオを置けばいいと言われていたが、園内にラジオをおいても効果はなかった。 全てのリンゴ園が同じ状況というわけではないが、非常に大変な年であったことは理解してほしい。	全国的に、里に近いところの熊は音を怖がらなくなっていると言われており、これまでは爆竹などを鳴らせば逃げていたが、音を出しても逃げない熊が増えていっている。 そうした中で、決定的な対応というはないが、できることはやっていきたいと考えている。 今年度は県に依頼して11月に河川敷の草刈りをしていただいているが、来年度は国が管理する部分についても、国に草刈りをしていただくよう要望していきたい。
5	R5.12.18	市政懇談会	太田	農林部	農村林務課	熊の出没情報の提供について	熊の出没情報について、地区住民に対して、熊を見かけた際には農村林務課に情報提供するようにお話しの方がいいものか。	【農林部長】 熊を見かけた場合、被害につながる可能性もあることから、ぜひ情報提供はしていただきたい。 【市長】 市街地で熊が出ると、登下校中の子どもが遭遇してしまうなどの可能性もあることから大きな騒ぎになる。今年は10月11日から、親が送迎できない子どもたちを安全に登校させるために、タクシーなどを市で手配しており、翌日の利用は1名のみであったが、徐々に利用者が増え、最終的にはバスも含めて170台程度を出している。市街地における対応については、来年も続けていきたい。 熊の出没が多い地域については、広報車を出しても、住民が熊の出没に慣れており、なかなか効果が期待できないかもしれない。しかしながら、特に子熊がいる場合には親熊も近くにいた可能性があるので、被害が起きる可能性も考えられる。情報提供いただいた際にどのような対応ができるかはその時の状況次第であるが、熊を見かけた際には情報提供をお願いしたい。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
6	R5.12.18	市政懇談会	太田	農林部	農村林務課	有害鳥獣対策について	川の近くの田んぼで昨年イノシシによる被害があり、熊も毎年出没している。何かしら対策をしなければいけないと思い、色々調べて、ヒトデを乾燥させて粉末にしたものを散布したところ、今年は被害がなかったので、情報提供する。	情報提供をいただき感謝する。 市でも研究していきたい。
7	R5.12.18	市政懇談会	太田	農林部	農政課	水田での5年間水張り問題について(水田活用直接支払い交付金の要件変更問題)	「水田活用の直接支払い交付金の要件である水張りは、1か月でも認める」と国が公表したが、それ以降の情報が入ってきていない。現在どのような状況になっているのか伺いたい。 1か月の水張りといっても、通水期間は5月から9月上旬までで、大豆の場合は6月に播種するために5月から耕起しなければならず、現実的に水張りは難しい。さらに、長年大豆を栽培している田では排水対策にも取り組んでおり、水が溜まらないという問題もある。こうした状況があることから、水張りが困難であるということを理解してほしい。 また、現在の転作は水田活用の直接支払い交付金がなければ採算が取れないので、今後も継続するには同様の新たな交付金が必要と考える。畑地化支援策は一時金で、先を見据えた取り組みは難しい。このことについて、市の見解を伺いたい。	「水田活用の直接支払い交付金の要件である水張りは、1か月でも認める」と国が公表した後、岩手県からその確認方法の例が示されたものの、そのほか変更は示されておらず、市では水田活用の直接支払い交付金の見直しに関して、いまだに課題があると認識していることから、次のとおり国に対し要望しており今後も継続して要望していく。 ① 当市の主要作物であるりんどうやアスパラガスは、5年を超えて栽培管理を行うため、現場の実情にあわせて期間に変更すること。 ② 水田の畑地化について、畑地化しても5年で支援が終わることにより、耕作は経営が成り立たず、所有者へ土地を返し、その土地は耕作放棄地になることが懸念されることから、畑地化支援を6年目以降も継続すること。 ③ 土地改良区の返済金について、畑地化により水田面積が減少すると水田としての賦課ができなくなることで、維持管理費が減少するわけではないので他の農業者の負担が増えることなどの要因により、土地改良区の運営に影響を与えることから、減少した水田面積に応じた土地改良区への新たな支援を行うこと。 水田活用の直接支払い交付金について、市においては花巻農業協同組合の考え方も伺いながら、5年に一度、1か月以上の水張りを行う要件については小麦や大豆、水稲などの作物でブロックローテーションにより対応する一方で、圃場条件や作業効率が悪いなどの条件により、ブロックローテーションに対応できない水田は畑地化せざるを得ないという方針を整理し、農業者への周知に向けて農業団体と連携しながら準備を進めていく。なお、令和5年9月15日から10月31日まで市内の大規模経営を行う8法人と1集落営農組織から水田活用の直接支払い交付金の見直しに係る意見などの聞き取り調査を行ったところであり、市の方針と同様の意見をいただいている。 また、本年9月19日に岩手県から示された1か月以上の水張りの確認方法の例について、今後、花巻農業協同組合管内(花巻、北上、遠野、西和賀、大槌、釜石)の地域再生協議会で統一した取り扱いを協議し、来年2月の花巻農業協同組合の冬期座談会から農業者へ周知を行う予定としている。 さらに、中山間地域においては、水田活用の直接支払い交付金の見直しに対応できない圃場が少なくないものと予想される。中山間地域等直接支払い交付金の制度を維持することにより集落を維持していくことが前提となりますことから、国に対して、この制度の維持と十分な予算の確保を引き続き要望するとともに、担い手が確保できる地域の場合には、生産条件を改善するための圃場整備を進めていく、また、担い手の確保が困難である地域については、粗飼料等の生産へ転換するなど、新たな農業の形を検討することも必要であり、市としても農業者や農業団体の意見を伺いながら、新たな取り組みなどへの支援について検討していく。
8	R5.12.18	市政懇談会	太田	農林部	農政課	制度に関する農業者への説明について	太田、笹間地区には開田があり、なかなか水を溜めにくい圃場となっている。畦畔が四面にあり、水さえくれば大丈夫な状態であれば対象として認めるという方法もあるのではないかと。 また、現在は令和4年から令和8年までの5年間に一度、水張りをすることが求められているが、それ以降も5年サイクルで水張りをしなければいけない。そういったことを理解していない農業者もいるので、しっかりと説明してほしい。	国から、1か月間水張りをすればいいという話があった際には、市としてもそうした対応をしようと考えていたが、水利権の問題などもあり、小麦や大豆を作っている部分については、5年に1度水張りをすることができないということが分かった。そうした中で、市ではりんどうやアスパラガスについては何とか検討いただきたい旨をお伝えしているが、まだ国からの正式な回答は届いていない。 国の方針として、5年に一度少なくとも1か月の水張りを求めることの見解は変わっておらず水田活用直接支払い交付金を受領するためにはそのような国の方針を守る必要がある。このことについて、8法人と1集落営農組織には説明をし、了解をいただいている。担当課に対しては、その他の農業者にも説明をするよう話しているが、まだ説明がされていないことでもあったので、しっかりと説明をする必要がある。 5年に1回の水張りやブロックローテーションができない部分については、畑地化していかざるを得ないと考えている。農業者に聞くと、ナンブコムギが一番需要があるとのことであったが、需要があるからといって高く売れるということではなく、またナンブコムギは面積当たりの収穫量が少ないとのことであった。そうすると、需要が少なかったとしても、生産量の多い別の種類の小麦に変えることも必要なのではないかと思う。たくさん農業者で取り組んで、小麦のカントリーエレベーターも使えるようにして生産量を増やし、国の畑地化の補助ももらいながら食べられるようにしなければいけないのではないかと話している。 国の畑地化の補助金については、2年前から制度が始まり、5年で補助がなくなるということであったので、あと3年しか補助が出ないと思っていたが、確認したところ畑地化した時点から5年間補助がもらえるということであったので、そのことも農業者にはしっかりとお伝えする必要があると思っていた。畑地化の補助金が5年で無くなった後のことについては、農林水産省にも考えてもらう必要があるが、農林水産省が5年を超えて畑地化補助金を交付するということを行わず、畑地化で採算が取れなくなる場合には、農地を荒らさないという観点からは、例えば人手を要しない牧草地とすることなども考えていく必要があるのではないかと。その場合には、市としても補助を検討し、農地を荒れさせないような対策を考える必要がある。 現在、このような状況であることについては農業者の皆さんにしっかりと説明をする必要があり、その上で、それぞれの田んぼにとって一番いい方法を一緒に考えていきたい。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
9	R5.12.18	市政懇談会	太田	農林部	農政課	今後の農地の活用について	水張りをしないとか3万5千円の交付金が来ないので、やらざるを得ないが、地下浸透などもあり、農地を整備するのに余分な経費が掛かってしまう。 畑地化の補助は10a当たり17万円だが、これをもらってしまうと二度と田んぼに復元できないため、どうするか迷っているところである。	国では、他の地域では畑地化して食べていけない人がいるのに、なぜ花巻では5年間の補助金だけでは食べていけないのかと言っているが、農水省は例えばナンブコムギのように面積当たりの生産量が少ない品種の場合にはより生産量の多い品種に切り替えた方が良いのではないかと考えている。しかし、市としては、実際に食べていけない状況があることから、5年目以降も補助をするように話しているところである。 仰るとおり、農地の改良には相当の経費が掛かるので、難しい事だと思う。農業者の皆様と話をすることは非常に大切なことだと思うので、相談させていただきながら、解決策について一生懸命考えていきたい。
10	R5.12.18	市政懇談会	太田	健康福祉部	長寿福祉課	敬老会の開催方法の変更について	敬老会が今年度から行政区単位等の地域ごとの小さな団体での開催となった。太田地区では11行政区のうち、敬老会を実施したのは1行政区で、残りの10行政区は記念品対応となっている。社協を通して対象者一人当たり1,200円の原資内で、どのような内容で開催し、出席者と欠席者の公平性をどう担保し、必要な経費をどのように賄うべきか悩ましい。他地区の事例を紹介してもらえればありがたい。また企画・実行する地区役員の高齢化による敬老会対応への不安の声が多く寄せられる。市の見解を伺いたい。	敬老会は、花巻市社会福祉協議会が主催し、行政区、実行委員会等の地域の団体と連携して開催しており、市は社会福祉協議会に対し、敬老会開催等に対する補助として75歳以上の対象者一人当たり1,200円の補助金を交付している。 市からの補助金については、敬老会の開催に係る経費に対して補助するものとしていたが、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、集合形式での敬老会に代わるものとして、記念品贈呈の敬老会を認めているところであり、令和2年度から令和4年度までは、記念品贈呈敬老会として実施された。令和5年度については、各団体において集合形式か記念品贈呈形式か実施内容を柔軟に選択できる形で開催し、実施団体85団体のうち45団体が集合形式、40団体が記念品贈呈形式として実施したと伺っている。 出席者と欠席者の公平性について、集合形式の敬老会では、参加者から参加費を徴収し食糧費に充当を行い、欠席者には出席者と同じ記念品を後から贈呈するといった団体が見られた。また、記念品贈呈形式で実施した団体は、全対象者と同じ記念品が行き渡り、敬老会対象者及び運営側からも好評であったと伺っている。 また、敬老会に掛かる経費の財源については、同じく令和5年度の開催状況を見ると、市からの補助金以外に、自治会或いは町内会からの負担金、コミュニティ会議からの助成金(対象者一人当たり平均800円)、敬老会の参加者から会費(参加者一人当たり平均1,300円)、地区住民からの世帯協賛金などを財源にして開催している団体があった。 敬老会は老人福祉法第5条の「国民の間に広く老人の福祉についての理解と関心を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すため、老人の日及び老人週間を設けることとし、地方公共団体は、老人週間において、老人の団体その他の者によってその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない」との趣旨に沿って開催されており、市は補助金を交付しているところである。 敬老会への対応については、地域によって状況が異なることから、敬老会の趣旨を尊重しつつ地域の実情に合わせて地域で検討していただきたいが、市としても現状について把握し、対応について検討していきたい。
11	R5.12.18	市政懇談会	太田	健康福祉部	長寿福祉課	地域づくり交付金の使い道について	地域づくり交付金については飲食費に充てることはできないと認識しているが、この交付金を敬老会の経費に充てているところはあるのか。	直接飲食に係る費用に充てているということではなく、記念品等の費用に充てている地域はあると思われる。
12	R5.12.18	市政懇談会	太田	建設部	道路課	道の駅「はなまき西南」について	道の駅が完成してから3年で来場者100万人を達成した。秋の感謝祭の前には、駐車場約3,000平米を舗装していただき、感謝する。 地区民として、道の駅「はなまき西南」がより一層注目されるよう努力していくので、今後ともご指導いただきたい。	当日のコメントなし。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
13	R5.12.21	市政懇談会	内川目	健康福祉部	長寿福祉課	花巻市の在宅介護の現状と課題、その対策について	<p>急速な人口の高齢化に伴い、要介護者がそれに比例して増加の一途であることは、花巻市のみならず全国的な状況であることは周知のとおりである。</p> <p>特にこの内川目地区において、少子高齢化による地域コミュニティの維持が困難になっていく中、要介護度の低い在宅介護者が、急速に増加しているように感じている。</p> <p>また、介護する側の老々介護や介護のための離職、増加する独居老人への対応など、様々な深刻な状況の拡大が予想される。</p> <p>このような状況の解決策として、国、県の施策としてどのような取り組みがされているのか、さらには、花巻市独自の施策としてどのようなことが実施されているのか、あるいは今後実施予定の先進的施策があるかを伺う。</p>	<p>内川目地区における高齢者の状況について、内川目地区の高齢化率は、令和5年9月末現在で49.95%となっており、5年前の平成30年9月末の42.12%と比較すると、7.83ポイント上昇している。(以下、各年9月末の状況)</p> <p>また、ひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみ世帯の総世帯に占める割合は、令和5年度は36.98%となっており、平成30年度の29.5%と比較して7.48ポイント上昇している。</p> <p>要介護認定者数は、平成30年度89人、令和5年度108人となっており、65歳以上人口に占める割合は、平成30年度16.98%であったが、令和5年度は20.65%と3.67ポイント増加している。</p> <p>国及び県の高齢者施策については、主に市町村への支援となっており、国では介護サービスの充実を図るための財政的支援等、県では市町村が運営する地域包括支援センター職員等の専門職向け人材育成研修を行っている。</p> <p>市の取り組みとしては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるような様々な事業を実施し、高齢者の支援に取り組んでいる。</p> <p>まず、見守り支援としては、民生委員児童委員による見守りのほか、民生委員児童委員の見守り活動を支援するため、市では花巻市社会福祉協議会へ委託し、市内に10名の地域福祉相談員を配置して、本人の同意で作成する「要援護者等あんしんカルテ」に基づき、ひとり暮らし高齢者等を訪問し、個々の状況把握に努めている。</p> <p>また、在宅介護者等訪問相談員2名を配置し、介護サービスを利用していない要介護認定者を家庭で介護する方を訪問し、介護者の悩みや相談等を傾聴・アドバイスすることで、介護者自身の不安解消、健康保持、健康増進を図っており、これらの訪問活動の中で支援が必要な方が把握された場合は、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、適切なサービスに繋げるような支援を行っている。</p> <p>民間事業者との連携として、「高齢者等見守りネットワーク事業」を実施し、市と協定を締結した宅配などを行う22の民間事業者による見守りを行っていただき、事業者は業務中に高齢者世帯等の異変を察知した時には市担当に連絡、または、場合によっては救急車の手配や警察への通報を行うこととなっている。</p> <p>地域における見守り支援としては、「ご近所サポーター事業」を実施しており、この事業は、要支援者等への支援として、地域団体等に所属する住民ボランティアが、掃除やゴミ出し、除雪、通院・買い物への付き添い支援等を提供するものである。</p> <p>機器を活用した見守り支援としては、「緊急通報装置」及び「見守り機能付き服薬支援装置」の貸与を実施している。</p> <p>「緊急通報装置」は、緊急ボタンを押すと自動的にあらかじめ設定していた緊急連絡先等に通報する機器であり、「見守り機能付き服薬支援装置」は、設定時間に一包化した薬が送出され、送出後一定時間を過ぎても確認ボタンが押されないと、あらかじめ設定していた連絡先に電話連絡が行われる装置である。</p> <p>このほか関係機関による見守り事業としては、花巻市社会福祉協議会において「ご近所ささえ隊事業」として65歳以上の高齢者のうち、特に毎日見守りが必要と思われる方をご近所の方々による見守る活動を実施していると同っている。</p> <p>在宅高齢者の生活支援としては、家族等の援助が得られない概ね65歳以上の高齢者のみの世帯または準じる世帯等で介護認定等を受けている方を対象に、家周りの手入れ、除草、家屋内の整理整頓、窓拭き、除雪等の軽易な日常生活上の援助を行う「軽度生活援助事業」を実施している。</p> <p>通院にかかる交通費の支援としては、交通手段が不足している地域に居住する高齢者の通院手段を確保するため、通院時のタクシー利用料金を助成する「高齢者通院時交通費助成事業」を実施し高齢者の健康を守る支援を行っている。</p> <p>高齢者通院時交通費助成事業の対象者は、80歳以上で一人暮らしの方、または高齢者のみの世帯の80歳以上の方、または日中独居となる方のうち1人で通院可能な80歳以上の方のうち、自家用車等の交通手段を持たず、バスまでの距離が遠い(概ね1km以上)等で、バスの利用が困難な状況にある方となる。助成額は、自宅から医療機関、または、医療機関から自宅への移動に利用したタクシー料金のうち、1回(片道)の支払額が3,000円を超えた場合、その超過額分となっており、一人当たり年間12,000円を上限としている。</p>
14	R5.12.21	市政懇談会	内川目	健康福祉部	地域福祉課	民生委員の欠員の対応について	<p>介護に関して関わりが深い民生委員・児童委員の欠員に対してどのような対応を考えているのか。</p>	<p>【健康福祉部長】</p> <p>民生委員・児童委員については、内川目地区も含めて花巻市内の複数の地区で欠員が生じている。</p> <p>時代の変化により負担軽減や担当区域の見直しなどが必要と考えており、委員のあり方の検討については重要な課題と捉えているが、委員確保のために決め手がない現状である。</p> <p>【八重樫副市長】</p> <p>市内において民生委員・児童委員に欠員が生じていることは、そのとおりである。市としては、後任の方を何とか地元から見つけてほしいということで現職の民生委員の方や行政区長の方、コミュニティの役員の方々などを頼りながらお願いしているところである。</p> <p>しかしながら、まだまだ民生委員・児童委員の方々からの支援を必要とする高齢者は多いことから、民生委員・児童委員の定数や地区割の見直しも含め、今後の体制について検討しているところである。</p> <p>地域の方々と一緒に考えていきたい。</p>
15	R5.12.21	市政懇談会	内川目	健康福祉部	地域福祉課	地域の見守りについて	<p>内川目地区の高齢化率が49.9%となり、周りを見ると自分のことで精一杯の状況で、地域の見守りも限界である。市全体の枠組みの中で地域の見守りを行っていただきたいが、どのような対策を考えているのか伺う。</p>	<p>これまでマンパワーで行ってきたが、少子高齢化が進む中、今後はデジタル技術を活用した見守り等、人手不足を補完するような仕組みを検討していく。</p>

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
16	R5.12.21	市政懇談会	内川目	健康福祉部	長寿福祉課	タクシー助成について	高齢者のタクシー助成は、現在上限12,000円で実施していただいているが、内川目地区は街中まで距離が遠く、買い物や通院のために使用するには足りないのではないかと思う。物価高騰の観点からも上限額を見直すことはないか伺う。	内川目地区において、高齢者福祉タクシー券の利用はあるようだが、高齢者通院時交通費助成制度の利用実績はない。両方の制度を利用することが可能だが、助成制度の見直し等の意見はない。助成額については、予算全体で考えなければならないことなので、直ちに見直すことは難しい。
17	R5.12.21	市政懇談会	内川目	健康福祉部	長寿福祉課	タクシー助成について	高齢者のタクシー助成について、対象者に個別に案内が出すなど、周知をしているか。申請は民生委員がお手伝いするものなのか。	タクシー券についてはだいぶ浸透してきており、申請については民生委員・児童委員又は家族が代行するケースが多い。
18	R5.12.21	市政懇談会	内川目	建設部	道路課	黒沢矢柄線の道路改良の今後の実施方針について	黒沢矢柄線の道路改良は、毎年、少しずつ実施されているものの、砂利砕石運搬の大型ダンプの頻繁な通行により改良整備実施延長を上回る損壊が進み、さらには当初整備したところも損壊が始まってきている。このようなイタチゴッコでは、いつになったら整備が完了するのか不明である。 予算の制約があることは理解できるが、もっと効果的な整備ができないものか伺う。	市道黒沢矢柄線は、平成18年度から整備事業に着手し、全体延長2,500mのうち令和3年度までに1,900mが完成している。当路線は、河川と山に挟まれている箇所が多い地形であり、迂回路も無いことから、仮設道路を設置しながら工事を行う必要があり時間を要しているところである。 黒沢橋付近の未改良区間、約600mについても同様であることから、仮設道路を設置した上で改良工事を施工することとしているが、現在、用地の協力について理解が得られていない状況である。 そのような状況の中、改良済みの区間では、令和4年3月及び令和5年4月に法面からの落石が発生したことから、大型土のうで応急復旧を行なっているが、道路の改良に先立って、まずは通行する際に危険な箇所の解消を行うために落石対策を実施する必要があり、令和4年3月に発生した箇所の落石対策工事は令和5年9月6日に榊野組と契約し、今年度は仮設道路の設置と落石防止対策の一部を実施している。 今後の予定として、令和6年度は令和4年3月に発生した箇所の落石防止網の設置を完成させ、その後令和5年4月に発生した区間の落石対策を実施する予定である。 黒沢橋付近の未改良区間、約600mについては、落石対策を実施している期間に代替案を検討しながら工事への協力について交渉し、協力が得られた際には工事を行う。 改良済区間の舗装の損傷については、昨年度、ひび割れや、わだち掘れなどの調査を行い、改良済み1,900mの区間のうち約1,400m(約7割)で補修が必要となっており、これは大型のダンプトラックが頻繁に通行し、その荷重によるひび割れ発生に加えて凍結融解等も起因して損傷しているものと考えられる。 改良済み区間の舗装補修については、今後、大型車両の交通量や凍結融解等の現場条件も勘案し、施工性・経済性も含め、当該箇所に適した補修方法について検討してまいりたいと考えている。ただし、落石対策や未改良部分の整備等のスケジュールと調整が必要なため、工事までは一定程度の期間を要することから、危険な穴はこや段差等については随時、応急的な補修を行っていく。
19	R5.12.21	市政懇談会	内川目	建設部	道路課	落石箇所の施工について	落石箇所においては、最初に法面へネットを張った後、工事をやり直しているが、どのような考えによるものなのか伺う。	市道黒沢矢柄線においては、以前から調査を実施し、落石に関する一定の情報を把握していたが、落石発生後においては、更に落石が発生する可能性があるかを目視で確認して対策工事のための検討・設計を行うこととなり、時間が掛かることから、その間の応急対策として浮石(法面の途中に不安定な状態で留まっている石)の除去や縛り付けなどを行いつつ、調査・設計の上、恒久対策(しっかりとした抜本的な対策)を進めるという2段階の対策を行っている。落石があったことで、応急対策をするために片側通行などの通行制限をしていることに加えて、本工事の施工の際は仮設道路を設置するなど、ご不便をおかけするが、今しばらくお待ちいただきたい。
20	R5.12.21	市政懇談会	内川目	建設部	道路課	法面の立木の取扱いについて	立木は岩盤に根を張ることはできないことから、法面の改修において立木についても処理することができないものか伺う。	法面の対策に関しては、専門のコンサルタントに依頼して、調査及び調査結果に基づき具体的な対策内容の検討を行っている。現地を見て、根張りも良く頑丈な立木である場合はそのまま残す場合もあるが、それ以外の危険な立木については伐採する必要があると考えている。落ちてきた場合に道路を塞いでしまう可能性のあるものについては、全て対策をする方向で考えている。
21	R5.12.21	市政懇談会	内川目	建設部	道路課	黒沢矢柄線の整備完了時期について	市道黒沢矢柄線の整備については時間が掛かりすぎていると思う。いつごろの完了を目標としているのか伺う。	これまで時間を要してしまっているが、現在は落石箇所の仮設工事を行っているところで、令和6年度も落石対策工事を引き続き行いたいと思っている。また、このような工事を行っている間においても舗装が傷んできている状況なので、舗装を直すことも並行して行っている。現在、道路拡張のための改良工事に加えて、落石対策の工事、改良済み区間の舗装を直す工事を並行して行い、少しでも早く完了するよう切迫なく工事と設計を実施しているので、ご理解を頂きたい。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
22	R5.12.21	市政懇談会	内川目	建設部	道路課	黒沢矢柄線の集落区間の早期の整備について	黒沢矢柄線は、3世帯の黒沢地区住民、採石場の作業員のほか、樹木葬の関係で訪問する方も利用していることから、集落の部分だけでも早期に改善していくことができないか。	市道黒沢矢柄線については、3つの事業(改良工事、落石対応工事、舗装補修工事)の組合せで進めている。改良工事は入口側から進めてきているが、用地交渉が進めば奥の集落部分の区間についての改良工事を進めることも可能になってくると思う。ただし、現在進めている落石対応工事と時期が重なると施工箇所2か所で迂回路の設置や通行規制を掛けることが必要となり、これまでの経験上、施工にあたって難儀することが予想されることから、用地が確保できていない現状においては、施工箇所を複数とせず、最短で完了することを検討している。用地交渉の結果によっては、例えば残りの区間を一気に施工することの可能性などについて住民の皆さんと相談しながら進めてまいりたい。
23	R5.12.21	市政懇談会	内川目	建設部	都市政策課	大迫地域予約乗合バスについて	令和6年度からの花巻市公共交通計画策定に向け、現在検討中と聞いている。 今現在の、公共交通の課題と問題を伺いたい。また、ウェブ予約についても、実際の予約件数などを伺いたい。 予約乗合バス運行の変更案をどのように進めようとしているのか予定等について伺う。	花巻市内の公共交通は、岩手県交通株式会社が運行する路線バスのほか、市が運行する市街地循環バスや大迫花巻線などのコミュニティバス、石鳥谷地域、東地域、大迫地域、西南地域で運行している予約乗合バス、そのほか、市内14社のタクシー事業者によって、地域公共交通が維持確保されている状況である。 現状の公共交通事業者の課題として、路線バスでは人口減少やモータリゼーションで利用者が減少しており、そこに新型コロナウイルス感染症の感染拡大や原油価格の高騰が重なり、路線バス事業者である岩手県交通株式会社の経営状況が悪化している状況となっているほか、運転士の高齢化や2024年からの働き方改革などによる運転士不足が深刻となっており、バス路線の維持が困難であるとして、県内でもバス路線の減便や廃線が続いている状況である。 廃線の状況については、花巻市でも東地域と花巻地域を結ぶ土沢線が令和6年3月31日をもって廃線となるほか、県南地域でも一関市、奥州市、北上市、金ヶ崎町などでも同様に廃線となる路線もあり、現状の路線バスをどのように維持していくかが課題となっている。 予約乗合バスの運行を担っているタクシー事業者においても、コロナ禍以降、利用者が激減したことにより、タクシーを休車せざるを得ない状況となり、登録車両が減少しているほか、運転士の高齢化が進んでいることから業界全体が運転士不足となっており、運転士の確保が課題となっている。 また、予約乗合バスの運行内容については、市政懇談会や利用者アンケート、昨年度に実施した公共交通に関するアンケートでは、週3日の運行日を増やしてほしい、運行開始時刻を早めてほしいなどのご意見をいただいております。地域公共交通計画の策定を進める中で、公共交通事業者の現状と地域の方々からの意見を踏まえ、路線バス事業者やタクシー事業者と協議を進めながら、持続可能な地域公共交通の維持確保について施策や事業を検討しているところである。 12月15日に開催した大迫地域予約乗合バスの見直しに係る地域説明会では、現在の週3日の時間にとらわれないフリー運行から週5の時刻表を定めた定時運行への変更を検討している旨を説明し、ご意見をいただいたところであるが、出席いただいた地域の方々からは、大迫花巻線や大迫石鳥谷線のバス路線の時刻との乗継を考えた定時運行としてほしいとのご意見や、公共施設やスーパーなどの指定乗降場所から指定乗降場所間の移動ができる運行としてほしい、登山客など観光で町内を訪れた方が利用できる公共交通を確保してほしいなどのご意見をいただいたところである。 今後、いただいたご意見をもとに岩手県交通株式会社や花巻地区タクシー業協同組合と現状の運転士や車両など限られた輸送資源の中で、どの程度あれば、地域の要望に対応できるかについて協議を進め、公共交通計画に反映させていきたいと考えている。 今後の予定として、来年2月頃にはパブリックコメントに併せて、計画内容に関する地域説明会を開催する予定としており、その際には、運行内容の変更案について改めてご意見をいただきたいと考えている。 大迫地域予約乗合バスについては、岩手県交通株式会社が運行していた大迫地域内のバス路線が平成30年9月末で廃止されたため、同年10月から市が花巻地区タクシー業協同組合に依頼し運行している。 運行内容については、予約に応じて自宅付近の公道から病院やスーパー、公共施設等の指定乗降場所までを複数の利用者の乗り合いで運行するものであり、大迫地域では、月・水・金曜日の週3日、午前8時から午後5時まで、1乗車当たり400円、小学生・障がい者は150円の利用料金で運行している。 利用状況につきましては、令和元年度は3,658人、令和2年度は3,256人、令和3年度は3,839人、令和4年度は4,061人と、一時、利用者は減少したものの、コロナ禍においても利用者が増加している状況であり、また、登録者数も運行開始時点の1,137名から令和4年度末には1,480名と343名増加している状況となっている。 なお、年代別利用者の状況については、令和4年度は、80歳～84歳の割合が24%と最も多く、65歳以上の高齢者の割合は76.4%となっているところであり、その年代別利用者の傾向につきましては、運行開始時から大きく変わっていない状況である。 予約乗合バスのウェブ予約については、令和4年10月のシステムの入れ替え以降、令和5年9月までの1年間の実績では、Web予約が可能である石鳥谷、東和、大迫の3地域合計で35件となっている。大迫地域では8件の予約であり、令和4年度の大迫地域の利用者数のうちWeb予約での利用は1%に満たない状況である。 利用者の年代は65歳以上が7割を占めており、家族の代理などでの予約もあると見込まれるが、今後については、今年度大迫地域で開催した予約乗合バス利用説明会、Web予約説明会の開催などにより、Web予約の普及に努めてまいりたいと考えている。 なお、現状のバス路線など地域公共交通を維持確保するためには、まずは、地域の方々にご利用をいただくことが重要であるとも考えており、地域の皆様には是非公共交通の利用をお願いしたい。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
24	R5.12.21	市政懇談会	内川目	建設部	都市政策課	予約乗合バスに関する地域説明会の周知について	前回の説明会の周知の際は、開催日間近の回覧であった。せっかく地域で説明会をしていただくので、早めの周知をお願いしたい。	前回の周知が開催日間際となってしまったことにつきましては、大変申し訳なく思っている。令和6年2月の地域説明会の開催に当たっては、なるべく早く情報が広く行き渡るように周知をしたいと考えている。Web予約については、利用者に高齢者が多いことから中々使っていない状況であるが、便利な機能なので、今後も地域に出向いて説明し、少しでも多くの方に使ってもらえるよう努力していく。
25	R5.12.21	市政懇談会	内川目	建設部	都市政策課	予約乗合バスに関する他部署間との意見交換について	予約乗合バスについては、利用者の減少、燃料費の高騰、予算確保の課題もあると伺っているが、例えば、高齢者が家に閉じ籠らずに外へ出て歩けるようにすることで寝たきり防止につなげるなど他部署とも意見を交わしながら検討した方がいいのではないかと。	現在、見直しを進めている花巻市地域公共交通網形成計画の検討においては、福祉部門とも情報交換しながら一緒になって考えている。福祉部門で行われている福祉タクシー制度なども含め、地域にとってどのような施策を行うことが良いのかなどについて検討し、また説明会等でいただいたご意見も踏まえて計画を策定することとしている。
26	R5.12.21	市政懇談会	内川目	建設部	都市政策課	大迫地域外の地域の予約乗合バスに関する事業について	12月15日開催の地域説明会において大迫地域の運予約乗合バス運行事業費について約1,700万円との説明があったが、石鳥谷地域、東和地域ではどれ位になるのか伺う。(人口一人当たりで換算してどれ位か)	人口一人当たりの金額は算出していないが、運行経費の額は、令和4年度で石鳥谷地域が約1,370万円、東和地域が約1,760万円、西南地区が約1,050万円となっている。 運行経費から運行収入を差し引いた運行補助額は、石鳥谷地域で約1,160万円、東和地域で約1,600万円、西南地区は約800万円となっている。
27	R5.12.21	市政懇談会	内川目	建設部	都市政策課	ライドシェアの導入について	内川目地区は県立中部病院や市内の病院へのアクセスが不便と感じているが、国では令和6年4月からライドシェアを導入したい考えがあるようであり、これを活用することで解決を図る考えはないか伺う。	ライドシェアについては、その具体的な内容は示されておらず、また、デマンド交通や路線バス等をタクシー組合や岩手県交通が一生懸命運行していただいております。市としては地域公共交通計画の下、重要な交通網として使っていただけるよう検討しているところであり、現時点においてライドシェアの導入を考えていない。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
28	R5.12.21	市政懇談会	内川目	農林部	農村林務課	鳥獣害被害について	<p>例年にないほど熊の人的被害がでているが、熊、鹿の大迫町内の被害件数と駆除状況を伺いたい。また、最近多数の目撃がある猪についても同様に伺う。併せて、最近猿の目撃もあることから、状況を伺いたい。</p>	<p>はじめに、今年度の花巻市内における人身被害は、11月30日現在で3件発生しており、すべてツキノワグマによるもので、うち大迫町内における人身被害は2件で、1件目は10月1日、大迫町外川目地内で男性1名、2件目は10月15日、同じく外川目地内で男性2名が頭や顔、足、腕などに傷を負った。</p> <p>なお、ニホンジカ、イノシシによる人身被害は現時点で報告されていない。</p> <p>また、今年度の花巻市における捕獲の状況は、11月30日時点で市内全体でツキノワグマが25頭、イノシシが58頭、ニホンジカが1,117頭となっており、うち大迫町内における捕獲頭数は、ツキノワグマが6頭、イノシシが8頭、ニホンジカが661頭となっている。</p> <p>市では、今年度目撃件数が大幅に増加したツキノワグマによる人身被害の防止対策として、ツキノワグマが出没した際は、農村林務課あるいは各総合支所地域振興課が花巻警察署、消防署、花巻市鳥獣被害対策実施隊、教育委員会や市の関係部署と連携し、目撃場所付近の保育施設、学童クラブ、学校、行政区域長への情報提供を行うとともに、日中の警戒パトロール、広報車による広報活動を行っている。</p> <p>あわせて、広報活動としてツキノワグマの被害に遭わないための対策を市ホームページや広報紙で随時お知らせするとともに、必要な場所に速やかにツキノワグマの捕獲用わなを設置できるように、猟友会所有の捕獲用わなに加えて、今年度市所有の捕獲用わなの保有台数を7台増やして捕獲体制を強化している。</p> <p>ツキノワグマが出没した際の対応は、岩手県が定める対応として岩手県内に生息するツキノワグマの個体数の増加を抑え、人的被害及び農林業被害の軽減を図り、人とツキノワグマの共存関係を構築するために県が定める「岩手県第5次ツキノワグマ管理計画」において、「追払い」が原則とされているが、人身、農林業被害の防止を目的とする場合には「捕獲」が認められている。</p> <p>ツキノワグマの捕獲の際には岩手県の許可が必要だが、岩手県が定める特例許可として緊急時に県が指定した期間内に限り、県から花巻市に配分された頭数の範囲内で市の判断により捕獲することが認められており、県が指定した捕獲期間は令和5年4月29日から令和5年10月25日の180日間、また市の判断で捕獲できる頭数は令和4年度、令和5年度とも28頭であったが、今年度は県内のツキノワグマによる人身被害が過去最多を更新していることから、県は市の判断で捕獲できる期間を11月30日まで延長するとともに、市の判断で捕獲できる頭数を9頭増やして37頭にしたりしており、今年度の市全体の11月30日現在のツキノワグマの特例許可による捕獲数は令和4年度の16頭を9頭上回る25頭となっており、うち大迫地区の捕獲頭数は6頭となっている。</p> <p>次に農業被害の状況について、花巻市内の地区ごとの統計はないが、岩手県が毎年実施している「野生鳥獣による農作物の被害状況調査」によると、花巻市内の被害額は令和2年度8,306万円、令和3年度8,848万円、令和4年度8,786万円となっている。</p> <p>野生鳥獣別では、ツキノワグマによる被害が、令和2年度は被害面積が291a、被害額が363万5千円、令和3年度は被害面積が399a、被害額が576万8千円、令和4年度は被害面積が485a、被害額が764万7千円、ニホンジカによる被害が、令和2年度は被害面積が2,046a、被害額が2,598万6千円、令和3年度は被害面積が2,170a、被害額が2,579万8千円、令和4年度は被害面積が2,235a、被害額が2,858万4千円、イノシシによる被害が、令和2年度は被害面積が106a、被害額が111万2千円、令和3年度は被害面積が686a、被害額が766万2千円、令和4年度は被害面積が905a、被害額が196万3千円となっている。</p> <p>猿については、目撃情報があるものの被害報告はない。今後においては被害報告も出てくるのではないかと懸念している。</p> <p>本年のツキノワグマの出没件数の増や人身被害の増に対する現在の岩手県の動向について、岩手県知事は令和5年11月13日に北海道知事らとともに環境大臣を訪ね、北海道東北地方知事会を構成する北海道と東北、新潟県の8道県知事の連名でツキノワグマを「指定管理鳥獣」に加え、捕獲費用を国の財政支援の対象とする内容の要望書を提出したところ、環境大臣は「ツキノワグマの冬眠が明け、活動を開始する新年度が始まるまでにツキノワグマを「指定管理鳥獣」に追加することの可否の結論を出す」と表明し、今年度内に判断する考えを示したところである。</p> <p>その他、岩手県は令和5年12月補正予算に、ツキノワグマ被害防止対策として、猟友会に対してツキノワグマの捕獲に対して1頭当たり8,000円の報奨金を支給するとともに、電気柵や通信機能付きセンサーカメラを市町村に貸与する事業の予算を計上すると伺っている。</p> <p>市ではツキノワグマやニホンジカ、イノシシなど被害防止対策として、鳥獣被害の防止に効果が認められるものとして全国各地で取り組まれている電気柵の設置を支援するため、電気柵設置者に対し、個人の場合、補助率3分の2、農業者1名以上を含む3戸以上の団体の場合、補助率4分の3、いずれも上限なしとして補助金を交付しているほか、有害鳥獣対策アドバイザーが研修を希望する集落に向き、有害鳥獣被害防止の研修会も行っているとのこと相談いただきたい。</p> <p>また、市では、花巻市鳥獣被害対策実施隊を組織し、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して捕獲活動を実施しており、捕獲に関する国の交付金が、ニホンジカについては1頭あたりの単価が8,000円、イノシシについては1頭あたりの単価が成獣は7,000円、幼獣が1,000円となっており、更に、市では捕獲したニホンジカ1頭当たり8,000円が交付される国の交付金の交付対象頭数を上回った捕獲頭数分について市単独で国と同額の8,000円を補助するとともに、国の交付金への市単独での補助額の嵩上げを行っており、嵩上げの額をニホンジカ1頭当たり6,000円、イノシシ1頭当たり7,000円とし、イノシシ、ニホンジカとも1頭あたり国・市あわせて1万4,000円を交付している。</p> <p>あわせて、令和2年度より新規狩猟免許取得者に対し、補助率2分の1、網猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許またはわな猟免許のいずれか1種類の免許取得の場合は上限を5,200円、前述の4種類の狩猟免許のうち2種類の免許を取得した場合は上限を10,400円として狩猟免許取得費に対する補助制度を設けており、令和2年度は11件、令和3年度は14件、令和4年度は8件の利用があったところである。</p> <p>さらに、来年度において、ツキノワグマ出没に対する体制強化として現在1名任用している有害鳥獣対策アドバイザーの増員、現在定員を140名としている花巻市鳥獣被害対策実施隊の定員の増に加え、岩手大学のツキノワグマの生態に詳しい専門家を野生鳥獣被害対策のための助言者としてお願いすること、ツキノワグマの誘因物となりうる不要な柿や栗を除去するため、柿の木や栗の木の伐採に対する補助金の創設についても検討しているところである。</p> <p>現時点で有害鳥獣の農林水産業の被害防止対策として、野菜や果物など農作物の収穫残さの適切な処理や農作物の保管小屋の施錠と併せ、農地回りへの電気柵の設置が最善の対策と考えているが、農地への侵入経路によっては電気柵が設置できない場合など様々な個別の状況が考えられることから、有害鳥獣対策アドバイザーと花巻市鳥獣被害対策実施隊の方々とが連携し、現場の状況に応じて適切な被害防止対策について検討しているほか、今後におきましても農作物被害の防止に向けて、より効果的な対策に関する情報収集を継続していく。</p>

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
29	R5.12.21	市政懇談会	内川目	健康福祉部	長寿福祉課	冬期限定の生活の場の提供について	年齢を重ねると住んでいる土地を離れたくないという人が多くなるが、雪が多く雪かきが大変との声も聞こえる。行政が社会福祉協議会と連携して高齢者が冬場だけ自宅を離れて住める場所をつくっているという新聞報道を見た。花巻市でも、このような制度を取り入れることを検討することができないか。	西和賀町の湯田でそのような事業を実施していることは承知している。 現時点ですぐに導入する予定はないが、今後、高齢者も減少が見込まれる中で、新たに施設を整備することはできないことから、例えば福祉施設を活用することなどについて検討する必要は出てくると思っている。
30	R5.12.21	市政懇談会	内川目	農林部 建設部	農村林務課 都市機能整備室	花巻駅舎の木材利用について	花巻駅の新しい駅舎の建築に当たっては、花巻産の木材を使用するなどの考えがあるのか伺う。	現時点では、花巻産の木材を使用することについては何も決まっていない。 花巻産の木材を使うのは良いことではあるが、費用のこともあるので総合的に考えて、実際に花巻産の木材を使うことができるのか検討することになると思う。
31	R5.12.21	市政懇談会	内川目	農林部	農村林務課	花巻産(大迫産)木材の利用について	花巻市の木材利用基本方針が平成25年度に策定され、現在も効力があると聞いているが、今後の公共施設の建築においては花巻産の木材、ひいては大迫産の木材を使ってほしいと思う。 市役所内部の木材利用促進会議において可能な限り花巻市産の木材利用について検討していただけないか。	木材利用促進の計画につきましては、法律の改正に伴い、計画の内容の改正を検討している。パブリックコメントなど皆様からの意見を伺いながら進めたいと考えている。木材利用につきましては、花巻市内には加工する施設がないことから、費用面で高額になる可能性もあり、総合的に検討する必要があると考えている。